



工事の進む新庁舎を海側より望む（6月下旬）

●黒潮町の事務所の位置等を定める条例の一部改正
 黒潮町役場本庁舎の位置を、黒潮町入野2019番地1から黒潮町入野5893番地に、新たに定めるもの。
 なお、施行日は移転開庁時に合せ、別途規則で定める。
可決（全員）

●黒潮町立小学校設置条例の一部改正
 地域コミュニティの維持及び地域経済の活性化を目指すための拠点として活用すべく、休校中の馬荷小学校を廃校とするもの。
可決（全員）

Q 宮地 葉子議員

この事業に伴い休校ではなく廃校にした理由は、また、補助金の点では問題はないのか。



A 畦地 教育次長

馬荷小学校については、地区から集落活動センターに改編して地域活性化に取り組みたいとの要望があり、教育委員会にて審議をした結果、廃校が妥当となった。
 また、補助金の返還等については、馬荷小学校は昭和63年、文部科学省の補助金交付を受けて整備をしており、今回の廃校は補助事業完了後10年以上経過した施設の無償による財産処分となるので、国庫金の返還を必要とせず、同



集落活動センターが設置予定の旧馬荷小学校

省大臣への報告のみで処分の手続きは完了する。

●職員の育児休業等に関する条例の一部改正

児童福祉法の改正により、養子縁組里親の法定化等による人事院規則の改正に伴い、同条例の関連部分を改正するもの。
可決（全員）



町道1路線の認定

●黒潮町道の路線認定
 出口地区の町道笹山線の中央付近から県道中村下田ノ口線へ新たに接続する路線で、県の農村地域防災減災事業として整備する道路を町道に認定するもの。
可決（全員）



白抜き矢印付近より矢印方向で町道と結びます